

## 社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会役員及び評議員報酬規則

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう）及び評議員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 役員及び評議員（以下「役員等」という）に支給する報酬の額については、別表に定めるとおりとする。ただし、地方公共団体の常勤職員には報酬を支給しない。

2 年額による報酬は会計年度末に支給し、月額による報酬は当月分を翌月末日までに支給する。

3 年額による報酬を受ける役員等が、会計年度の途中で就任し、又は退任若しくは解任された場合の報酬は、月割により計算する。

4 月額による報酬を受ける役員等が、月の途中で就任し、又は退任若しくは解任された場合でも、報酬は日割による計算は行わない。

5 会長には、1週間あたりの執務日数に応じ、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会無期雇用職員及び有期雇用職員賃金要綱に基づき計算した通勤手当を、報酬とともに支給する。

6 報酬及び前項の通勤手当は、本人名義の口座に振り込むことによって支払う。

### (旅費)

第3条 役員等が、法人の業務のために出張した場合、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会旅費規程に基づき、出張旅費を支給する。

### (委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

1 この規則は、理事及び監事については、平成21年11月17日後に初めて開催される理事会のときから施行する。評議員については、平成21年11月13日後に初めて開催される評議員会のときから施行する。

2 社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会役員及び非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則は廃止する。ただし、前項に定める施行日まではなお従前の例による。

### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成27年10月28日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区分	報酬額
会長	月額 100,000 円
常務理事	再雇用職員を兼ねる場合は月額 50,000 円 総合職員を兼ねる場合は月額 30,000 円
理事（経営管理理事を除く）	年額 75,000 円
監事	年額 75,000 円
評議員	年額 21,000 円